

計 画 期 間

令和8年度～令和12年度

福島県 酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和8年2月

福島県

目 次

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	
1 計画年度目標	1
2 近年の畜産を取り巻く情勢と本県の展開方向	1
3 主要となる具体的な施策	3
II 酪農に関する事項	
1 生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標	1 0
2 近代的な酪農経営方式の指標	1 1
3 乳用牛の飼養規模の拡大	1 2
4 集乳及び乳用牛の合理化	1 2
III 肉用牛に関する事項	
1 肉用牛の飼養頭数の目標	1 4
2 近代的な肉用牛経営方式の指標	1 5
3 肉牛の飼養規模の拡大に関する事項	1 7
4 肉用牛の流通の合理化	1 8
5 牛肉の流通の合理化	1 9
IV 国産飼料基盤の強化に関する事項	
1 飼料生産力向上	2 0
2 具体的措置	2 0
V その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	
1 地域における畜産の生産基盤の強化	2 1
2 地域の中心的経営体の規模拡大	2 1

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 計画目標年度

この計画は、令和5年度を基準とし、令和12年度を目標とする。

2 近年の畜産を取り巻く情勢と本県の展開方向

(1) 情勢

ア 飼料原料の輸入依存

生産コストの大半を占める飼料原料を海外に依存しており、世界情勢による穀物需給逼迫や気候及び為替変動が及ぼす輸入飼料価格の高止まりは畜産経営の大きな負担となっている。

イ 生産者の高齢化や担い手不足

高齢化等の要因により、酪農及び肉用牛生産者が減少しており、これに伴い、一戸当たりの飼養頭数が増加していることから、生産体制の効率化が求められている。

ウ 東日本大震災等の影響

本県の畜産は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原子力災害」という）により、飼養戸数及び頭数が大幅に減少した。現在も放射性物質による畜産物の出荷制限や自給飼料の利用制限が一部残るなか、風評による価格の低下等、復興・営農再開が十分に進んでいない状況にある。

エ 需給のアンバランス

新型コロナの影響等により、生乳は、給食等の飲用から、バター等の需給調整品目に仕向けて以降、脱脂粉乳の在庫増大等、需給ギャップが生じている。牛肉は、これまでの国の増頭を推進する施策により生産量は増加している一方、近年の物価上昇により消費量の低迷が継続している。

オ 自由貿易の拡大

国際的にはTPP11や日EU・EPA、日米貿易協定が発効するなど、酪農及び肉用牛生産環境の国際化が進展し、畜産を取り巻く環境は急速に変化している。

(2) 本県の展開方向

ア 酪農

優良乳用雌牛の安定確保と経営規模拡大と併せ、牛群検定を活用した効率的な飼養管理と改良を推進し、生乳生産基盤の回復とともに受給に応じた生乳の安定的な処理および牛乳・乳製品の安定供給を図る。

さらに、若手酪農家の経営能力向上、哺育センターやコントラクター等の外部支援組織の活用やICTによる省力化を推進し、持続的に発展可能な酪農生産体系を確立する。

イ 肉用牛

高能力繁殖雌牛の増頭による規模拡大を支援し、担い手の育成に取り組むとともに、発情発見等のICT導入を推進し、大規模経営の省力化や生産性の向上を図る。

また、「おいしさ」に寄与するとされる脂肪酸組成に関する遺伝的能力が優れた種雄牛の造成、地域資源の活用、子牛相場に左右されない経営を確立するための繁殖・肥育一貫経営の推進、多様化する消費者ニーズに応えた牛肉の生産・販売を支援し、「福島牛」のブランド力向上と肉用牛経営の健全な発展を目指す。

ウ 飼料

原子力災害の影響を受けた飼料生産基盤の再生と、飼料用とうもろこしや稲WCS等の単年生飼料作物の活用を促進するとともに、震災後急増しているコントラクターの育成など、生産基盤の充実強化を図る。

エ 家畜衛生対策

飼養衛生管理基準の遵守徹底による伝染性疾病の発生予防対策を推進するとともに、口蹄疫をはじめとした悪性伝染病の発生予防及びまん延防止のため、関係機関・団体と連携した水際対策の強化及び的確な防疫体制の強化を図る。

オ その他

快適な環境下での飼養による家畜のストレス軽減は、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながるため、アニマルウェルフェア（以下 AW）を踏まえた家畜の飼養管理の普及及び理解醸成を図る。

また、環境と調和のとれた畜産経営のために、良質な堆肥を生産し、地域内の圃場への還元及び飼料を生産するために耕畜連携等の資源循環の仕組み作りを推進する。

3 主要となる具体的な施策

(1) 畜産経営全般に係る事項

ア 東日本大震災、原子力災害からの復興・再生

東日本大震災の影響により、特に浜通り地域においては飼養戸数や飼養頭数が激減した。

近年は、避難指示の解除が進んでいるが、生産基盤は十分に回復していない状況であるため、ロボット・ICTを活用した大規模な畜産施設の整備を支援するとともに、牧草地の利用再開支援や放射性物質吸収抑制対策を継続する。

イ ロボット・ICT等の導入推進

一人当たりの管理頭数の増加により、適切な飼養管理が困難となり、事故率の上昇や生産効率の低下が懸念されるため、ロボットやICTの導入を積極的に支援することにより家畜の適切な管理と労働負荷の低減を促し、規模拡大による収益性の向上と持続的な経営確立を図る。

ウ 中長期的な人材育成と既存の経営資源の活用

既存の経営体においては、後継者や雇用者を積極的に経営に参加させることで人材育成を図り、後継者不在の経営体においては、意欲ある担い手とのマッチングを支援し、経営手法、有形・無形資産の円滑な経営継承を推進し、畜産経営の継続と発展を図る。

エ 新規就農者の確保と担い手の育成

将来にわたる安定的な経営の継続には、後継者の確保と担い手の育成が不可欠であるため、新規就農者向けの農業技術・経営の研修機能を強化し、飼養技術の習得及び向上を推進し、担い手の育成を行う。

また、就農後は、補助事業の活用や経営相談等を就農支援センターと連携して取り組み、経営の安定化及び発展をサポートする。

オ 法人化等による経営管理能力の高度化

酪農及び肉用牛生産の規模が拡大した場合、飼養管理以外にも資金管理や労務管理等のより高度な経営管理能力が求められる。

そのため、経営体の法人化を推進し、経営基盤の安定化と持続的な収益の確保、畜産情勢の変化に適切に対応できる経営体の育成・確保を図る。

カ 外部支援組織の活用の推進

周年拘束性の高い酪農の労働条件の改善や、高齢化が進んでいる肉用牛繁殖経営等の畜産農家を支援するため、ヘルパー、コントラクター、TMRセンター、キャトルブリーディングステーション（以下CBS）等の外部支援組織の設立や活用を推進する。

また、畜産コンサルタントや就農支援センター等と連携し、財務や生産に係る経営上の課題の解決を支援する。

キ 女性の活躍の推進

酪農及び肉用牛経営においては、担い手として女性が重要な役割を果たしているため、女性の経営能力向上に関する研修会の開催や家族経営協定の締結推進、ヘルパー制度の充実、「農業推進活動」への参加等による県内外との情報共有体制の構築を図り、女性が経営や地域活動等へ意欲を持てる環境づくりを促進する。

ク 災害に強い畜産経営の確立

近年は、大雨や大雪、台風等の自然被害も増加し、被災時に経営継続できる備えを準備することは喫緊の課題であるため、日頃の安全管理の強化や非常用電源の導入、飼料の備蓄を推奨するとともに、飼養管理業務の代替要員や家畜の移動先の確保等を支援する。

また、事業継続計画の作成及び生産者や関係団体の連携を強化し、被災時に迅速に対応できる体制の構築を目指す。

さらに、被災後の資金面での安定を図るため、家畜共済や収入保険への加入を推進する。

ケ 畜産に対する県民理解の醸成と食育の推進

生産現場における体験等を通じて畜産をより身近に感じる実体験が重要であることから、給食等の県畜産物の喫食機会の増加、酪農教育ファーム等の家畜とふれあう場の提供、消費者と生産者の交流を深める産地交流会等を推進する。

コ GAP・農場 HACCP の推進

畜産物の生産性及び安全性向上に資する認証制度である GAP、農場 HACCP の取得のため、指導員による支援が重要であることから、県職員を主とした指導員の養成に努める。加えて、今後も関係団体と連携して、更なる認証取得及び継続を支援する。

サ 放射性物質のモニタリング検査の実施

原子力災害の影響を受けている自給飼料及び畜産物については放射性物質のモニタリング検査を引き続き実施し、県産畜産物の信頼を維持するとともに消費拡大を図る。

シ 家畜の快適性に配慮した飼養管理の推進

家畜の適正な飼養密度の維持、良質な飼料や水の給与など、家畜の飼養環境の向上は、家畜本来の能力を最大限に発揮させ、生産性向上に寄与することから、AWに関する飼養管理指針を踏まえた管理を励行する。

ス 暑熱対策の推進

暑熱による生産性や繁殖成績の低下などの被害を軽減するため、飼育密度の緩和、畜体等への送風や散水・散霧、日除けや断熱材の設置などによる畜舎環境の改善、ビタミンやミネラルの追給、冷たい水の給与などの対策を推進する。

(2) 酪農に係る施策

ア 飼養管理技術の向上

疾病の予防や分娩事故の低減などの基本的な技術に加え、牛群検定成績やボディコンディションスコア等のデータに基づく適正な飼養管理について、県機関や畜産団体等の普及組織による支援を継続し、生産性の高い飼養技術の平準化を図る。

イ 規模拡大による生産性の向上

効率的な施設・設備の導入により労働負担の増加を軽減しながら、規模拡大による生乳生産量の増加を支援する。

ウ 生産構造の転換等による規模拡大

飼料費等の高止まりによる生産コストの上昇や高齢化等により離農が進んでいるため、持続可能な酪農経営の転換を図るとともに、被災 12 市町村等における大規模酪農施設の整備や営農再開を通じ規模拡大を図っていく。

エ 計画的な乳用雌牛の確保と和牛子牛生産の拡大

経営の安定には、計画的な後継牛の確保や和牛子牛販売による売上の増加が必要であることから、性選別精液や和牛受精卵移植等について利用促進を図っていく。

オ 牛群検定の加入率向上

牛群検定は、飼養管理や衛生管理の改善、繁殖管理技術の向上、さらには遺伝的改良のために重要な手法である。本県の牛群検定の加入率は全国平均と比較して低い状況にあることから、新規加入を推進し、検定牛群の能力向上による酪農経営の安定化を図る。

カ 需要に応じた生産・供給体制の実現

牛乳・乳製品の安定供給については、関係団体と連携しながら生乳生産基盤の維持・強化に努めるとともに、学校給食用牛乳の安定供給、加工食品の原料として食品メーカーに積極的に提供することによる 6 次産業化の推進や酪農への理解醸成活動等を通じ生乳の需要拡大を図る。

また、被災 12 市町村における大規模酪農施設の整備や営農再開により、生乳流通体制の再構築が見込まれることから、広域的な流通体制の構築及び生乳の流通コスト削減への取組を支援する。

キ 酪農経営の収益性向上に向けた家畜改良の推進

総合指数（NTP）や牛群検定などを利用した牛群の改良を推進するとともに、高品質かつ安全な生乳を安定的に供給する取り組みを支援する。

さらに、長命連産性の向上は、生産コストの低減及び生涯生乳生産量の増加に寄与し、酪農経営の安定化に資するものであるため、牛群検定や牛群審査及びゲノミック評価をはじめとする遺伝的能力評価などを活用し、長命連産性に優れた強健な乳用牛群への転換を推進する。

(3) 肉用牛に係る施策

ア 飼養管理技術の向上

系統の特性を考慮した飼養管理に基づく短期肥育技術の導入、アミノ酸バランス改善飼料等の正確な飼料設計により収益性の向上及び飼料費の低減を図る。

イ 規模拡大による生産性の向上

肉用牛の生産基盤である繁殖雌牛の計画的な増頭及び高能力の肥育素牛の安定供給を推進する。

ウ 生産構造の転換等による規模拡大

肉用牛繁殖農家において飼養頭数 10 頭未満の階層における農家戸数が全体の約 7 割、飼養頭数も 4 割以上を占めている。

その多くを高齢の担い手が支えている状況にあり、今後はこのような農家の廃業による飼養頭数の減少が想定されるため、肉用牛繁殖農家においては、意欲ある生産者の規模拡大及び大規模繁殖農場の整備など飼養頭数の維持・拡大を支援していく。

また、肉用牛肥育経営においては、子牛相場の変動に左右されない経営を目指すため、繁殖・肥育一貫経営の取組を推進する。

エ 家畜改良の推進

他産地や輸入牛肉との差別化を図るため、脂肪交雑に加えて、牛肉の「おいしさ」に寄与するとされる脂肪酸組成に関する遺伝的能力が優れた種雄牛を造成する。

また、繁殖雌牛については血統の偏りが指摘されていることから、育種価や受精卵移植技術等を活用し、繁殖性、種牛性、脂肪酸組成の遺伝能力にも着目しつつ遺伝的に多様な雌牛群の整備を行う。

オ ブランド力向上や新商品開発などによる需要の拡大

「福島牛」のブランド力向上にあっては、生産者や流通・販売業者と連携、県内外における県産牛肉消費量の拡大が不可欠であるため、関係機関で一体となり「福島牛」の美味しさの PR を強化するとともに、「おいしさ」に寄与する一価不飽和脂肪酸等に着目した育種改良や飼料・飼育方法等による付加価値の向上を図る。

また、近年では地域ならではの銘柄が注目されていることから、福島県の資源を活用した地域ブランド牛等、市場に求められる特色ある牛肉のブランド化を推進する。

カ 輸出の戦略的な拡大

和牛肉は海外での認知度が高まっており、ロイン系を中心に輸出が増加している一方で、海外での牛肉需要も多様化しているため、非ロイン系の輸出部位及び欧州・中東・アジア等の輸出先等、販売販路の多角化をする。

今後は、各国のニーズを収集・分析するとともに、他の県産品の輸出の取組と連携しながら積極的な輸出の機会創出を図る。

(4) 飼料及び畜産環境対策に係る事項

ア 国産粗飼料の生産・利用の拡大

牧草地等における放射性物質の吸収抑制対策を進め、安全な飼料生産基盤へ再生させるとともに、水田等の既存の生産基盤を稲 WCS や飼料用とうもろこし等の単年生飼料作物生産に積極的に活用する。

また、コントラクターの活用推進や需給のマッチングをすすめることにより、国産飼料の生産・利用の拡大と生産コスト低減を促進する。

さらに、昨今の気候変動の影響を緩和するため、耐暑性のある飼料作物の品種・品目導入を推進し、飼料生産性の向上を図る。

併せて、安全が確認された放牧地での放牧利用により、生産コストの低減を図る。

イ 国産飼料穀物の生産・利用の拡大

持続可能な畜産経営確立のため、飼料用米等の生産拡大と利用促進を図り、輸入飼料穀物の価格に影響されにくい体制整備が必要である。

飼料用米等の生産については耕種農家における作付け拡大や、営農再開地域における新たな作付けを推進するとともに、畜産クラスター計画等に基づく施設・機械の整備、堆肥の活用を含めた需給体制や流通の効率化を図る。

また、乳用牛や肉用牛での利用においては、それぞれの給与体系に合わせた加工・調製と TMR センターの利用などを進め、地域内における利用拡大を推進するほか、生産においては多収性品種の導入や栽培技術の高度化等により生産コストの低減を図る。

ウ 飼料の流通基盤の強化

自給飼料はこれまで、経営体内部での生産・利用が主であったが、国産飼料の生産と利用の拡大を図るためにコントラクターを主とした地域内流通を推進し、耕種農家と畜産農家を中心に効率的な流通・供給体制の構築を支援する。

また、近年高止まりが続く配合飼料価格が畜産経営へ及ぼす影響を緩和するため、価格安定制度の活用を推進するとともに、子実用とうもろこし等の国産飼料穀物の利用に関する情報提供を行う。

エ エコフィードの生産・利用の促進

地域で排出される規格外農産物、食品製造副産物等の多様な飼料資源のうち、飼料原料として安全性が確認されたものについては、食品産業等と連携し、それらの原料の収集・加工・供給体制の構築と利用拡大に努め、畜産経営における飼料費の低減及び生産物の付加価値向上を図る。

また、必要に応じて関係機関と連携して給与技術の開発を行う。

オ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

畜産農家に対し、「飼料の安全性の確保及び品質の確保に関する法律（飼料安全法）」及び各種ガイドラインに基づき、飼料の適正な使用、管理を行うよう指導し、家畜及び畜産物の安全性を確保する。

また、飼料及び飼料添加物の製造、輸入及び販売業者に対しても、飼料安全法等に基づき指導を実施する。

カ 堆肥化及び利用の推進

家畜排せつ物は、資源循環型農業を展開する上で有効な有機性資源であることから、適正な管理と堆肥化を行い、肥料や土壌改良資材として地域の農地への還元を推進する。

また、自給飼料の生産基盤を有する畜産経営においては自家利用を推進し、還元用農地を確保できない畜産経営においては「福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、耕種農家のニーズに即した良質堆肥の生産を支援するとともに、耕畜連携体制の強化と広域的な流通体制を整備し、将来的に持続可能な循環型農業体制の構築を図る。

キ 臭気防止対策・排水対策の推進

悪臭や水質汚濁等の畜産環境問題の発生を未然に防止し、環境に配慮した畜産業を展開するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」に基づく管理基準の指導を徹底するとともに、堆肥の滞留を防止するなど、経営規模等に応じた畜舎環境の改善を推進する。

畜産経営から排出される汚水については、窒素やリン等による水質汚濁の原因ともなり得るため、汚水処理施設の整備や適切な運転管理の指導を強化し、環境法令や排水基準の遵守に努める。また液肥利用にあっては適正な農地還元を指導する。

(5) 家畜衛生に係る施策

ア 検疫・防疫による特定家畜伝染病予防対策と危機管理体制の強化

家畜の特定家畜伝染病、特に口蹄疫等については、近隣のアジア諸国において継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクが依然として高い状況にある。このため、畜産関係団体等に対し、衛生対策に係る助言・指導を行うとともに、農林水産省動物検疫所等の関係機関と連携し、福島空港における靴底消毒や普及啓発キャンペーンを実施し、口蹄疫等の県内への侵入防止を図る。

さらに、市町村及び関係団体の協力を得ながら、発生した場合に迅速かつ円滑な防疫対応が可能となるよう体制強化を図るとともに、畜産農家に対して飼養衛生管理基準の遵守と家畜の異常発見時の早期通報について指導を強化する。

イ 慢性疾病対策の推進

国内で発生が増加している牛伝染性リンパ腫や牛ウイルス性下痢等、生産性を阻害する慢性疾病については、それらの疾病に対する対策や畜産農家に対する飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導し、疾病の発生低減を図る。

ウ 産業動物獣医師等の確保・育成

県内における畜産業の振興、家畜衛生の推進、安全で良質な畜産物の安定的な供給等、様々な場面において、産業動物に携わる獣医師の果たすべき役割が増大しているが、産業動物に携わる獣医師の減少や高齢化により、獣医師の安定確保が課題となっている。

このため、関係団体と連携して、獣医系大学に対し、県内の畜産業に携わる獣医師の業務や採用等についての情報を提供するほか、インターンシップの受入を強化するなど獣医師確保に向けた取組を行う。

エ 動物用医薬品に係る安全確保

動物用医薬品の販売・使用については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「動物用医薬品等取締規則」、「獣医療法」等による適正な取扱いの監視指導を実施し、安全な畜産物の安定供給を確保する。

オ 薬剤耐性対策の徹底

抗菌剤の使い過ぎや不適切な抗菌剤の選択等による薬剤耐性菌の増加を防ぎつつ、家畜の健康を守り、安全な畜産物を安定的に供給するため、ワクチンの活用による感染症予防や抗菌剤の適正使用等、抗菌剤の慎重使用の取組を推進する。

カ 製造・加工段階での衛生管理の高度化

安全な畜産物の供給を図るために、乳業施設や食肉処理施設での HACCP 対応状況を定期的に確認するとともに、食の安全に関わる情報提供を行い、各施設における適切な対応を実行するための指導者の養成を促すなど、衛生水準の高度化を図る。

II 酪農に係る事項

1 生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
県内全域	福島市	頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
	会津若松市										
	郡山市										
	いわき市										
	白河市										
	須賀川市										
	喜多方市										
	相馬市										
	二本松市										
	田村市										
	南相馬市										
	伊達市										
	本宮市										
	伊達郡										
	安達郡										
	岩瀬郡										
	南会津郡										
	耶麻郡										
	河沼郡										
	大沼郡										
西白河郡											
東白川郡											
石川郡											
田村郡											
双葉郡											
相馬郡											
	11,000	8,240	7,700	7,990	60,810	12,450	9,080	8,720	8,980	77,520	

※成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 近代的な酪農経営方式の指標（単一経営）

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標														備考	
	経営形態	項目					牛		飼料						人							
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)	経産牛1頭 乳量	更新産次	作付け体系 及び単収	作付け延べ面積 ※放牧・外部を含む	外部化 (種類)	購入国産 飼料(種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥 利用割合	生産コスト 生乳1kg 当たり費用 合計 (現状との比較)	労働 経産牛1頭 当たり飼養 労働時間	経営				
主たる 従事者1人 当たり所得	総労働時間 (主たる 従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる 従事者1人 当たり所得	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円										
外部組織の利用や自給飼料の活用による省力化および低コスト化を推進し、効率的な牛群改良による生産性の向上を図る 家族経営	家族	50	つなぎ	育成預託, コントラクター, 酪農ヘルパー	分離給与	—	8,730	3.7	牧草 4,300 飼料用とうもろこし 6,500	14.8	コントラクター	牧草, デントコーンイレーゾ, 稲 WCS	%	%	割	122 (92)	92	4,620 (1,830)	6,725	5,346	1,379	690
スマート農業技術等の活用により省力化と規模拡大を図りつつ、耕畜連携により経営の持続性を確保する法人経営	法人	200	フリーストール	哺育・育成預託, コントラクター, TMRセンター	TMR 給与	—	9,230	3.7	牧草 4,300 飼料用とうもろこし 6,500	43.6	コントラクター, TMRセンター	牧草, デントコーンイレーゾ, 稲 WCS	%	%	割	129 (87)	81	16,240 (1,715)	28,318	23,834	4,485	1,121

3 乳用牛の飼養規模の拡大

(1) 区域別乳用牛飼養構造

区域名	①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳用牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数 ③/②	
				③総数	④うち成牛頭数		
	戸	戸	%	頭	頭	頭	
県内全域	現在	62,673	238 (10)	0.380	11,000	8,240	46.2
	目標		168 (4)		12,450	9,080	74.1

※ () は子畜のみを飼育している農家の戸数

(2) 乳用牛の飼養規模の拡大のための措置

ア 規模拡大のための取組

初妊牛の導入や性選別精液や受精卵移植技術の活用、ゲノミック評価技術の活用を推進し、効率的な優良乳用雌牛の確保による増頭を支援する。

また、被災12市町村等におけるフリーストール、省力化機械の導入等により生産効率の高い大規模酪農施設の整備や営農再開を支援し、規模拡大を推進する。

イ 経営規模を維持するための取組

国産飼料利用の推進やスマート農業技術の導入促進及び耕畜連携等により、低コスト化および省力化を支援するとともに、牛群検定の利用等による効率的な牛群改良と生産性の向上を図る。また、適正な労働時間の確保を図るため、酪農ヘルパーの利用を支援する。

ウ ア・イを実現するための地域連携の取組

持続的な規模拡大や経営の安定化を図るには、地域全体での協力体制の構築が不可欠である。このため、耕畜連携による堆肥の有効活用を促進するとともに、地域コントラクターの育成・強化を図る。

4 集乳の合理化に関する事項

(1) 集送乳の合理化

県内では、酪農経営の戸数減少と点在化が進むことから、関係団体と連携し、集乳路線の見直しやクーラーステーションの適正な配置により、効率的な集送乳体制の構築を支援する。

(2) 乳業の合理化

		工場数 (1日当たり生乳 処理量2トン以 上)	1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
令和5年 度 現在	飲用牛乳を 主に製造 する工場	3	合計	kg	kg	%
			1工場平均	42,237	79,565	54.3
令和12 年度 目標	乳製品を主に 製造する工場	1	合計	108,697	202,500	53.7
			1工場平均	108,697	202,500	53.7
令和12 年度 目標	飲用牛乳を主に 製造する工場	2	合計	132,966	222,800	59.7
			1工場平均	66,498	111,400	59.7
令和12 年度 目標	乳製品を主に 製造する工場	2	合計	279,697	362,500	77.2
			1工場平均	139,848	181,250	77.2

(3) 具体的措置

県内における生乳の安定的な処理および牛乳・乳製品の安定供給を図るため、関係団体と連携し、需給調整施設等の整備を支援する。また、既存の乳業施設についても、安全かつ効率的な生産体制の確保・継続に向けた取組を支援する。

Ⅲ 肉用牛に係る事項

1 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）							目標（令和12年度）								
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
県内全域	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡 双葉郡 相馬郡	50,560	13,600	19,700	9,210	42,510	380	7,670	8,050	53,800	14,000	22,470	10,800	47,270	330	6,200	6,530

※繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。

乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。

2 近代的な肉用牛経営方式の指標

(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	経営概要						生産性指標																備考	
	経営形態	項目					牛				飼料					人								
		頭数	飼養方式	外部化	給与方式	スマート農業技術	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付け体系及び単収	作付け延べ面積※放牧・外部を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内推肥利用割合	生産コスト	労働	経営				
子牛1頭当たり費用合計	子牛1頭当たり労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得																		
スマート農業技術、CS等の活用により省力化を図りつつ、効率的な飼養管理を行う家族経営	家族・複合	繁殖牛 30	牛房群飼 ICT活用	CS(キヤトルステーション), CBS(キヤトルブリーディングステーション) コントラクター	分離給与	発情発見・分娩監視装置	ヶ月 12.5	ヶ月 23.5	ヶ月 9	kg 310	kg/10a 牧草 4,300	ha 3.8	コントラクター	牧草, デントコーン サレージ, 稲 WCS	% 58.0	% 58.0	割 -	千円 478	hr 60	hr 1,800 (1,800× 1人)	万円 1,898	万円 1,432	万円 466	万円 466
粗飼料生産による飼料費の低減に加え、CSやICT技術の活用等により省力化飼養を図る家族経営	家族・専業 (1戸1法人も含む)	繁殖牛 80	牛房群飼 ICT活用	CS CBS コントラクター	分離給与	発情発見・分娩監視装置	ヶ月 12.5	ヶ月 23.5	ヶ月 9	kg 310	kg/10a 牧草 4,300	ha 10.0	コントラクター	牧草, デントコーン サレージ, 稲 WCS	% 58.0	% 58.0	割 -	千円 456	hr 45	hr 3,600 (1,800× 2人)	万円 4,956	万円 3,643	万円 1,313	万円 657

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

目指す経営の姿	経営概要					生産性指標															備考				
	経営形態	項目					牛					飼料					人								
		頭数	飼養方式	外部化	給与方式	スマート農業技術	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付け体系及び単収	作付け延べ面積※放牧・外部を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト 肥育牛1頭当たり費用合計	労働 肥育牛1頭当たり労働時間		経営			
頭数	飼養方式	外部化	給与方式	スマート農業技術	ケ月	ケ月	ケ月	kg		kg/10a	ha			%	%	割	千円	hr	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得		
生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	家族・専業 (1戸1法人も含む)	肥育牛200	牛房群飼	コントラクター	分離給与	自動給餌機	9	26	17	780以上	0.91以上	稲わら674 牧草4,300	14.6	コントラクター	稲わら		13.0		1,069	20	2,900 (1,800×1人, 1,100×臨時1人)	16,110	15,174	936	936
コントラクター及びCS等の利用による省力化に加え、一貫経営化による飼料費及びもと畜費低減等を図ることにより規模拡大を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の家族経営	家族・専業 (1戸1法人も含む)	繁殖牛50, 育成牛30, 肥育牛400	牛房群飼 連動システム, ICT活用	CS, CBS, コントラクター	分離給与,	発情発見・分娩監視装置、自動給餌機	9	26	17	780以上	0.91以上	稲わら674 牧草4,300	39.0	コントラクター	稲わら 牧草 デントコーン サレージ 稲WCS		20.5		714	子牛45, 肥育牛20	8,030 (1,800×3人, 常勤1,800×1人, 臨時830×1人)	36,207	33,017	3,190	1,064
出荷月齢の早期化によるコスト低減や自動給餌器等の活用での省力化により規模拡大を図る交雑種肥育の家族経営	家族・専業 (1戸1法人も含む)	肥育牛500	牛房群飼	コントラクター	分離給与	自動給餌機	8	24	16	835以上	1.05	稲わら674	36.5	コントラクター	稲わら		13.0		683	20	7,500 (1,800×2人, 常勤1,800×2人, 臨時300×1人)	27,359	25,608	1,751	876

3 肉用牛の飼養規模の維持・拡大に関する事項

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農 家戸数	②/① %	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営	県内 全域	現在	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
		目標											
肉専用種 肥育経営	県内 全域	現在	62,673	199	0.318	19,700	19,700		19,700				
		目標			180		22,470	22,470		22,470			
乳用種・ 交雑種肥 育経営	県内 全域	現在	62,673	104	0.166	8,050					8,050	380	7,670
		目標			83		6,530				6,530	330	6,200

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

肉用牛経営にあつては、繁殖・肥育ともに規模拡大が進んでいるものの、特に小規模繁殖経営における高齢化や後継者不足により廃業する農家が多く、繁殖雌牛の飼養頭数は東日本大震災直後に約6,000頭減少(平成23年2月時点21,300頭)した以降も減少傾向に歯止めがかかっていない。

そのため、規模拡大による生産基盤強化及び家畜改良の推進、分娩間隔の短縮、優良な繁殖雌牛の更新等による生産性向上が必要である。

ア 規模拡大のための取組

肉用牛繁殖農家においては、中・小規模農家の規模拡大を誘導し、肉用牛繁殖専業への転換を促すとともに、CBS等の整備と利用及びヘルパー等の活用による省力化・分業化を推進し、地域全体の繁殖基盤強化を図る。

また、高齢の繁殖雌牛から改良が進んだ若い繁殖雌牛への更新を促進し、増体や肉質に優れた生産基盤への転換を推進する。

イ 経営規模を維持するための取組

中・小規模の肉用牛繁殖農家においては、高齢化や後継者不足による廃業が目立っているため、CBS等の積極的な利用推進・誘導やヘルパー、コントラクター等の支援組織活用等により省力化・分業化を図ることで、労働力不足の解消による経営規模の維持を図る。

4 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名前	開設者	登録 年月日	年間開催日数						年間取引頭数 (令和5年度)					
			肉専用種			乳用種等			肉専用種			乳用種等		
			初生 牛	子 牛	成 牛	初生 牛	子 牛	成 牛	初生 牛	子 牛	成 牛	初生牛	子牛	成 牛
福島県 家畜市 場	全国農業 協同組合連合 会福島県本部	S57. 11.08	12	24	12	12	12	12	112	8,815	735	1,182 (985)	0	40
	福島県 酪農業協同組 合	S57. 12.10	12	0	0	12	12	12	601	0	0	2,132 (1,675)	22	79
計	2ヶ所		24	24	12	24	24	24	713	8,815	735	3,314 (2,660)	22	119

※肉用牛を取り扱う市場について記載。

初生牛とは生後1~8週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。

乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入。

イ 具体的取組

本県の家畜市場については、「広域営農団地関連家畜市場再編整備計画(昭和56年)」、「家畜市場再編整備計画(昭和57年4月策定)」に基づき、36市場(うち和牛子牛19市場)あった市場の体制見直しを行い、昭和57年10月には県の基幹的な家畜市場として福島県家畜市場(本宮市)を開設した。その後も家畜市場の再編整備の推進や交通網の発達、原子力災害など情勢の変化により再編が進み、現在では県内の家畜市場は福島県家畜市場の1市場に集約された。

近年では家畜流通の合理化・円滑化のため、電光掲示板の増設や、つなぎ場への扇風機の設置など市場機能の高度化を進めており、今後も年間を通じた安定的な市場運営と公正な取引、適正な価格形成を図るため、適時必要な対応をとりながら上場頭数の拡大や購買者の誘致に努める。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

(※R12目標は「肉用牛の飼養頭数の目標」から算出)

区域 名	区 分	現在(令和5年度)				目標(令和12年度)			
		出荷頭数 ①	出荷先		② / ①	出荷頭 数 ①	出荷先		② / ①
			県内②	県外			県内②	県外	
県内 全域	肉専用種	頭 11,082	頭 2,726	頭 8,356	% 24.6	頭 15,860	頭 3,570	頭 12,290	% 22.5
	乳用種	186	46	140	24.7	290	30	260	10.3
	交雑種	3,994	318	3,676	8.0	4,660	470	4,190	10.1

5 牛肉の流通の合理化

(1) 食肉処理加工施設の現状（令和5年度）

名称	設置者	設置年月日	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/ ①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④/ ③
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
(株)福島県食肉流通センター	(株)福島県食肉流通センター	S50.6.27	246	1,100	200	881.0	53.4	80.1	880.0	80.0	228.8	28.3	26.0
計1	1ヶ所		246	1,100	200	881.0	53.4	80.1	880.0	80.0	228.8	28.3	26.0

※県内には他に会津食肉センターがあるが、牛のと畜は行っていない。

※と畜能力・実績及び部分肉処理・実績は肉豚換算であり、牛1頭を4頭に換算して計上

(2) 食肉処理加工施設の再編整備目標

県内の食肉処理場は再編が進み、牛については(株)福島県食肉流通センターが県内唯一の食肉処理場となっている。

近年高度化する衛生対策等については、内部設備の更新や修繕を適時行い対応しているものの、設置から50年が経過し建物の老朽化が進んでいる。

このような状況から、本計画期間においては(株)福島県食肉流通センター、県、地元自治体、株主等の関係者を中心に、施設の改修を支援するとともに、会津若松市食肉事業協同組合食肉センターとの連携を強化する。

(3) 具体的取組

食肉処理加工施設については、本県の畜産振興及び県民への安全かつ安定的な食肉供給の観点からも重要な役割を担っている。

このため、「広域営農団地関連総合食肉流通施設計画（昭和49年度策定、平成12年3月変更）」及び「福島県食肉流通合理化計画（平成12年2月策定）」において、7カ所あった食肉センターは現在2カ所に集約された。

さらに、牛のと畜においては、(株)福島県食肉流通センター1カ所に集約され、県内の中心的施設との位置づけとして稼働している。

(株)福島県食肉流通センターは、衛生及び生産性向上を以下のように推進している。

- ・平成26年度 衛生対策向上と食肉処理の自動化や省力システムの導入等の改修
- ・平成29年度 SQF認証を取得し、品質を確保するマネジメントシステムを構築
- ・令和元年度 豚加工施設の工事を実施し、HACCPによる衛生管理の導入

今後も、(株)福島県食肉流通センターを県産畜産物流通の要と位置づけ、高品質な食肉を安定的に供給できるよう、稼働率の維持・向上を目指す。

IV 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料生産力の向上

	現在（令和5年度）	目標（令和12年度）
飼料作物の作付面積	9,378ha	10,000ha
飼料作物の生産量	61,412TDN トン	73,560TDN トン
牧草作付面積	6,530ha	6,550ha
高栄養作物作付面積	1,636ha	2,100ha
稲 WCS 作付面積	1,079ha	1,300ha
コントラクター作業面積	1,034ha	1,500ha

2 具体的措置

(1) 粗飼料基盤強化のための取組

ア 牧草地の放射性物質対策と優良品種による草地更新

除染済み牧草地の吸収抑制対策（カリ資材等散布等）実施を推進する。

また、県奨励品種等を積極的に活用した草地更新を推進し、単収と品質の向上を図る。

イ 飼料用とうもろこし等高栄養作物の生産・利用拡大

補助事業等の活用により、収穫・調製用機械の導入を支援し、生産性の向上を図る。

ウ 稲 WCS の生産・利用拡大

収穫・調製用機械の導入を支援する。

専用品種の導入を推進することにより、品質向上及び収量増加を目指す。

エ コントラクターによる作業受託面積の拡大

飼料生産を地域計画の中へ位置づけるよう働きかけるとともに、収穫・調製用機械の導入を支援し、コントラクターの規模拡大や機能高度化等を図る。

(2) 濃厚飼料生産強化のための取組

飼料用米については多収品種の利用などによる生産コスト削減により、安定的な利用を図る。

また、子実用とうもろこしについては生産性の検証等を進める等、県内での生産拡大に向けた取組を実施する。

V その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 地域における畜産の生産基盤の強化

畜産クラスター関連事業や強い農業づくり総合支援交付金などの事業を活用しながら、畜産農家、市町村、農協、流通・加工業者等の地域の関係者の連携・協力を通じて地域全体の収益性の向上を目指し、飼養規模拡大や自給飼料生産拡大等に伴う機械・施設整備等を推進する。

2 地域の中心的経営体の規模拡大

規模拡大に伴う増頭や施設整備等を推進するとともに、研修機能充実による新規就農者の飼養管理技術の向上および後継者不在の経営体においては経営資源の譲渡等による経営基盤の継承についても取り組んでいく。